

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB および FASB が金融資産の減損に関する共同提案を公表

目次

- 提案
- 背景
- 範囲
- 先送りされた項目
- 「グッド・ブック」対「バッド・ブック」
(Good book versus Bad Book)
- 予想信用損失の見積り
- 表示および開示

要点

- 本補足文書は、IASB と FASB により共同で開発され、2009 年 11 月に公表された償却原価および減損に関する IASB の公開草案に含まれる「予想損失モデル」に対する修正を提案している。
- 本提案は、オープン・ポートフォリオ・ベースで管理される資産にのみ適用される。
- 提案された減損モデルでは「グット・ブック(good book)」における予想損失は、残存期間にわたり認識される一方で、「バッド・ブック(bad book)」における予想損失は、損益で直ちに認識される。
- 提案されたアプローチは、異なる期間にわたり、企業に損失の見積りを行うことを要求するため、プロセスおよびシステムの調整が必要となることがある。
- 残存期間の予想信用損失は、内部情報および外部情報を含む利用可能なすべての情報を考慮して見積る。
- 貸倒引当金は、利息収益の減額ではなく、別個の費用科目として損益で表示されることになる。
- 短期の売掛金は、本補足文書で減損検討の対象としておらず、収益認識プロジェクトの議論の一部として検討される予定である。

提案

2011 年 1 月 31 日に、国際会計基準審議会 (IASB) および米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2009 年 11 月公表された IASB の公開草案 ED/2009/12 「金融商品：償却原価および減損」についての、共同で開発した補足文書「金融商品：減損」(補足文書)を公表した。本補足文書の提案は、それぞれの公開草案について受領したフィードバックの両審議会による検討の成果である。さらに、IASB は、表示および開示要求を提案する本補足文書の付録を含めている。FASB は、表示および開示要求についてはまだ議論していない。

本補足文書における IASB の提案は、IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」を置き換えるプロジェクトの一部である。本提案は、最終化された場合、IFRS 第 9 号「金融商品」の、償却原価で測定される貸出金および負債証券のようなすべての負債性金融商品に適用されることになる。

本補足文書は、IAS 第 39 号と米国基準の「発生損失減損モデル」を「予想損失減損モデル」に置き換える既存の提案を発展させ、両審議会は、減損モデルを適用するときに、これらのポートフォリオがもつとも困難であると考えたため、資産のオープン・ポートフォリオ（すなわち、絶え間なく変更されるポートフォリオ）のみを取り扱っている。しかし、本補足文書はまた、個別項目またはクローズド・ポートフォリオに本提案を適用する際の潜在的な問題に関して、関係者からのフィードバックを求めている。両審議会は、クローズド・ポートフォリオおよび個別資産を取り扱うときに、これらの回答を検討する予定である。

背景

IAS 第 39 号と米国基準の同等の要求の「発生損失減損モデル」は、損失の遅延認識および将来的な情報の欠如のため、金融危機の時に批判された。

これらの問題に対処するため、両審議会は、減損に関する提案を別個に公表した。IASB の ED における提案では、金融資産の償却原価は、将来の信用損失の検討を含む資産から生じる将来の予想キャッシュ・フローの現在価値である。金融商品の当初認識時に予想される信用損失は、予想信用損失を資産の実効金利に包含することにより、金融商品について認識される利息収入金額を減額することによって認識される。将来の信用損失の見積りの事後的な変更は、損益に直ちに認識される。

このアプローチは、信用リスクの事後的な変更は資産のプライシングの一部ではなく、損益に直ちに認識されるべきであるものの、信用リスクは資産のプライシングへの重要なインプットであり、したがって将来の信用損失の当初見積額は、利息収益の認識の構成要素であるべきだという論理を基礎としている。

多くのコメント・レターは、ED の本提案の概念的な利点を認識したが、実務上の問題を識別し、財務報告における可能な改善が、提案の導入に必要な過大なコストおよび労力を正当化するかどうかについて、疑問視した。多くの財務諸表作成者はまた、多くの企業（特に、金融機関）にとって、信用リスクが管理されている方法である、金融資産のオープン・ポートフォリオに提案が現実的に適用できるかどうかについても疑問視した。

範囲

本補足文書の提案は、IFRS 第 9 号において償却原価で測定され、オープン・ポートフォリオ・ベースで管理される金融資産に適用される。貨幣の時間価値の割引が重要でない短期の売掛金は、本補足文書の範囲ではない。

先送りされた項目

IASBは、当初の公開草案に含まれていたすべての提案をまだ議論していない。代わりに、IASBは提案モデルにおけるもっとも困難な側面（例えば、オープンポートフォリオへの適用）について、追加的なフィードバックを初めに求めることを選択した。IASBは、本補足文書の提案に対して受領するフィードバックを検討しながら、残りの論点を取り扱う予定である。議論されておらず、本補足文書では扱われていない項目は、以下を含む。

- 個別の金融資産、クローズド・ポートフォリオで保有する資産、その他問題のある貸付金、購入された貸付金、負債証券への投資、および売掛金についての減損の検討
- 信用損失の測定方法
- 「貸倒」(write-off)および「不良資産」(non-performing)の用語の定義
- 償却原価の測定の目的
- 利息収益の認識
- ストレス・テスト、ビンテージ情報、および信用の質に関する開示

見解

IASBの「減損」に関する当初の公開草案と公開草案 ED/2010/6「顧客との契約から生じる収益」の両方の回答者は、売掛金を予想信用損失の当初見積額を控除した金額で認識する（その結果、別途に貸倒損失費用となるのではなく、収益の減額となる）ことを要求する提案に対して、懸念を表明した。IASBは、この問題は収益認識プロジェクトの一部として議論されるべきで、その決定が減損のガイダンスに取り込まれるべきであると決定した。

「グッド・ブック」対「バッド・ブック」(Good book versus Bad Book)

本補足文書では、金融資産のキャッシュ・フローの回収可能性についての経営者の予想に依存して、「グッド・ブック」と「バッド・ブック」に区分する。企業のある資産について、信用リスク管理の目的が、借手から契約上の支払額を受領から金融資産の一部またはすべての回収に変更となる場合、その資産は「バッド・ブック」に振替えられる。「グッド・ブック」の資産の残存期間の予想損失は、期間にわたり認識される一方で、「バッド・ブック」に振替えられた資産の残存期間の予想損失は損益に直ちに認識されることになる。

「グッド・ブック」ベースと「バッド・ブック」ベースの資産を区分して信用リスクを管理していない企業は、減損引当金の算定目的のために、それらの資産を区分することが要求される。

減損－「グッド・ブック」アプローチ

本補足文書は、予想信用損失を期間にわたって認識することが適切な金融資産（グッド・ブック）について、引当金額は(1)「期間配分アプローチを適用した予想信用損失」と(2)「予測可能な将来（報告日後の少なくとも 12 ヶ月の期間として本補足文書で定義される）に発生すると予想される予想損失」のいずれか大きい方の金額として決定される。

見解

予測可能な将来に発生すると予想される信用損失の最低引当金額（フローア）付きの期間配分アプローチは、両審議会が彼らの当初の提案から妥協をし、それぞれの目的の維持を試みた結果である。IASB の目的は、金融資産のプライシングの構成要素として信用損失を反映することに重点を置いており、他方 FASB の目的は、引当金勘定がすべての予想信用損失を吸収するに十分であることを保証することに重点を置いている。

企業は、期間配分アプローチでの予想信用損失を認識する方法には選択肢が提供されている。企業は、以下のいずれかを使用することができる。

- ポートフォリオの残存期間の予想信用損失に、ポートフォリオの予想残存期間とポートフォリオの経過期間の比率を掛ける（定額アプローチ）
- ポートフォリオの残存期間の予想信用損失を、ポートフォリオの予想残存期間を基礎としてアニュイティに換算する（年金（annuity）アプローチ）

期間配分アプローチでは、ポートフォリオの経過期間（すなわち、当初認識からの期間）と予想残存期間の両方が、加重平均で算定される。

見解

ポートフォリオの予想残存期間を策定では、企業は期限前償還オプション、コール・オプション、延長オプション、その他のオプションおよび資産のデフォルトを考慮する必要がある。したがって、ポートフォリオの加重平均予想残存期間は、契約上の満期を基礎にした加重平均残存期間の算定ほど単純ではない。企業は、ポートフォリオの予想残存期間を策定では、金利の動向といった外部要素、および期限前償還オプションやコール・オプションと関連するその他の要素について考慮する必要がある場合がある。

定額アプローチでは、企業は「割引いた予想損失」と「割引しない予想損失」のいずれかを使用することが認められる。割引定額アプローチと年金アプローチのいずれかを適用することを選択する企業は、リスク・フリー・レートと実効金利の間の合理的な割引率を利用することが可能である。

見解

単一アプローチの要求は、比較可能性を改善するかもしれないが、IASB は、企業が 3 つのアプローチ(非割引定額アプローチ、割引定額アプローチ、年金アプローチ)のいずれかを利用することが容認されるべきであることに最終的に合意した。すなわち、信用損失の「より正確な配分」を達成するため、より洗練されているシステムおよびプロセスを有する企業について、認められる。

予測可能な将来(報告日から少なくとも 12 ヶ月の期間として定義される)に発生することが予想される信用損失に等しい最低限の引当金額(フローア)を含めることは、資産の残存期間の早い時期により高いデフォルト率の経験がある資産分類について十分な引当金が認識されること、期間配分アプローチで、累積減損引当金がマイナスとならないようにすることを保証することを意図している。

設例

企業は、貸付中の 2 つのポートフォリオを管理している(「グッド・ブック」)。ポートフォリオ A は額面金額 CU1,000,000 の貸付金から構成され、ポートフォリオ B は額面金額 CU50,000,000 のプライム住宅ローンから構成される。下表は、2 つのポートフォリオの減損の算定で、本補足文書が認めている「割引なしの定額期間配分アプローチ」を利用する企業が使用する情報を示している。

ポートフォリオ	残存期間予想信用損失	加重平均経過期間	加重平均予想残存期間	期間配分金額	予測可能な将来の期間(FFP)	FFPの予想信用損失	減損引当金
	A	B	C	$D=A \times (B/C)$	E	F	$G \geq D \text{ or } F$
A	3,000	1 year	3 years	1,000	1 year	2,500	2,500
B	75,000	3 years	12 years	18,750	1 year	12,000	18,750

ポートフォリオ A について、期間配分アプローチに従って算定した引当金よりも、予測可能な将来により大きい損失が予想される。したがって、企業は予測可能な将来に見込まれる損失に等しい引当金額を計上する。

期間配分アプローチにより算定されたポートフォリオ B の引当金額は、予測可能な将来に予想される損失を超過する。したがって、企業は期間配分アプローチで算定した引当金額を計上する。

減損－「バッド・ブック」アプローチ

資産が「グッド・ブック」から「バッド・ブック」が振替えられる場合、すべての残存予想信用損失は直ちに認識される。

IASB の本補足文書の付録は、「グッド・ブック」と「バッド・ブック」の間の振替えについて、引当金残高は期間配分アプローチを基礎に振替えられるべきであると提案する。このアプローチでは、ポートフォリオの「グッド・ブック」の引当金勘定の一部は、振替えられた資産の経過期間を基礎として、当資産が振替えられるときに、「バッド・ブック」の引当金勘定に振替えられることになる。「グッド・ブック」の引当金勘定はなくなり、「グッド・ブック」について新しい目標となる引当金勘定が設定される。「バッド・ブック」に振替えられる資産は、「グッド・ブック」の引当金勘定から振替えられていない残りの予想損失について減損損失を認識する。

設例

企業は、同種の貸付金のオープン・ポートフォリオを管理していると仮定する。残存期間の期待損失 CU100 を持つ特定の貸付金に関する経営者の目的が、元本および利息の返済を回収することから、元本の回収に変更された。企業は、彼らの内部信用リスク管理プロセスに基づいて、当該貸付金が「バッド・ブック」で管理されるべきであり、予想損失は直ちに認識されるべきであると決定した。当該問題のある貸付金は、経過期間が1年で予想残存期間が5年である。したがって、企業は、ポートフォリオの当該貸付金に関連する「グッド・ブック」の引当金勘定 CU20 ($1/5 \times 100$) を「バッド・ブック」の引当金勘定に振替え、残りのCU80を減損損失として認識する。したがって、振替え後、ポートフォリオの「グッド・ブック」の引当金勘定は、再見積りする必要がある。

見解

IASB はまた、「グッド・ブック」と「バッド・ブック」の間の振替えについて、「全部償却」アプローチおよび「無償却」アプローチを検討した。全部償却法では、ポートフォリオの「グッド・ブック」の引当金から、資産の予想損失金額の総額が振替えられ、その結果、減損損失は「バッド・ブック」について認識されないが、ポートフォリオの「グッド・ブック」の引当金は、振替え金額によりその目標レベルを下回ることになる。無償却法は、一旦資産が「バッド・ブック」に振替えられた場合、ポートフォリオの「グッド・ブック」の引当金から引当金を振替えずに、減損損失として予想損失金額の総額を認識する。使用されている方法にかかわらず、損益に認識された引当費用の金額は同じになる。単一のアプローチが引当金勘定の調整表の開示に使用され、企業間で比較可能となるように、部分的な償却アプローチを提案するIASBの決定が行われた。

予想信用損失の見積り

両審議会は、残存期間の予想信用損失の見積りは、すべての利用可能な内部および外部情報を検討すべきであることを明確にした。これは、将来の事象および将来の経済指標の立証可能な予測と共に、実績データおよび現在の経済状況を含む。将来の状況の見積りは、現在入手可能な情報と経営者の内部予測の両方と整合しているべきである。予想信用損失の見積りは、少なくとも毎報告日に更新されるべきである。

見解

両審議会は、見積り予想損失の策定に関して、それぞれの提案をコンバージェンスした。IASB の当初の公開草案は、将来キャッシュ・フローの信用損失の影響額を見積り、内部および外部データ両方を含む様々な種類のデータの使用を容認したが、ほとんど将来の事象の見積りの策定方法に関するガイダンスを含めなかった。FASB の公開草案は、予想損失の見積りの策定に、過去の事象および現在の状況に関する利用可能なすべての情報を考慮することを要求したが、報告日以降の潜在的な将来の経済事象は考慮しなかった。

企業は、2つの予想損失の見積りを別個に開発する必要があるかもしれない。1つは期間配分アプローチによる残存期間の予想損失であり、もう1つは「グッド・ブック」アプローチの引当金の最低フローを算定での予測可能な将来の期間に発生することが予想される損失である。予測可能な将来の期間は、一定の期間であり、期間ごとに変更されないが、異なる特徴をもつ資産の種類でその長さは変わる可能性がある。

表示および開示

本補足文書の付録は、本補足文書の提案に関連する表示および開示要求を提案している。付録は、減損損失は損益で別個の費用科目として表示されることを提案している（利息収入の減額として信用損失を表示する IASB の当初の提案からの重要な変更である）。

提案されている開示は、以下に関する情報を財務諸表利用者に提供することを意図している。

- 引当金勘定における活動
- 「グッド・ブック」の信用損失に影響を与え得る要素
- 予想損失の見積りの変更から生じる重要な損益（特に、特定のポートフォリオまたは地理的領域からの発生）
- 信用リスクの管理プロセス、および「グッド・ブック」と「バッド・ブック」の区分が行われた方法

- 予想損失の経営者の評価
- 信用損失の見積りに使用されたインプットおよび仮定
- 実績と予想損失見積額の検証(例えば、バックテスト)

付録は、ポートフォリオの信用の特徴を反映するために、減損に関する開示が十分に分解されたレベルで提供されるべきであることを提案しており、また要求される開示項目がすでに他の資料に含まれている場合には、公的に利用可能な他の報告書との相互参照での組み込みを認めることを提案している。規制当局に類似の開示要求を含む報告書を提出する銀行がこのケースとなるかもしれない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。